

「母子家庭等が安心して子育てしながらいきいきと自立し
安定した生活が実現できるまち・いずみ」をめざして

和泉市母子家庭等自立促進計画

概

要

版



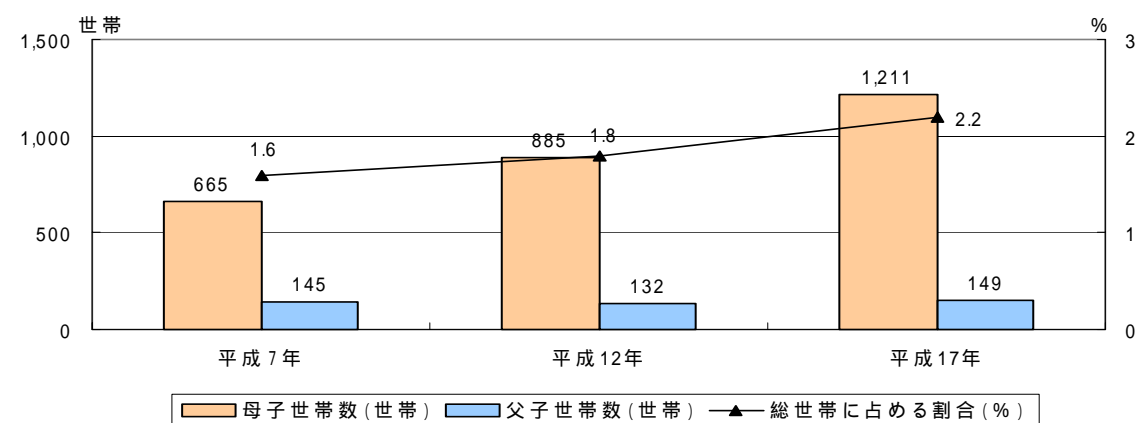
計画策定の趣旨

近年、離婚の増加に伴い、母子家庭や父子家庭が増加しています。こうした家庭では、子育てや生計、家事などの役割を一人で担わなければならないため、家庭と仕事の両立が困難で、精神的にも肉体的にも負担が大きく、日常生活面でさまざまな問題を抱えています。

母子家庭等が抱える問題を的確に把握し、自立に向けたさまざまな支援やサービスを充実させることを目的として、平成14年11月に母子及び寡婦福祉法が改正され、その中で、都道府県や市町村に対し、各種支援策を計画的に推進するため、自立促進計画を策定するように求められています。また、母子家庭の子育てを支援するための給付制度である児童扶養手当制度については、手当ての支給が5年間等を経過した時は、手当額の一部を最大で2分の1減額する措置が決められ、今後ますます母子家庭の自立に向けた支援策が必要となります。

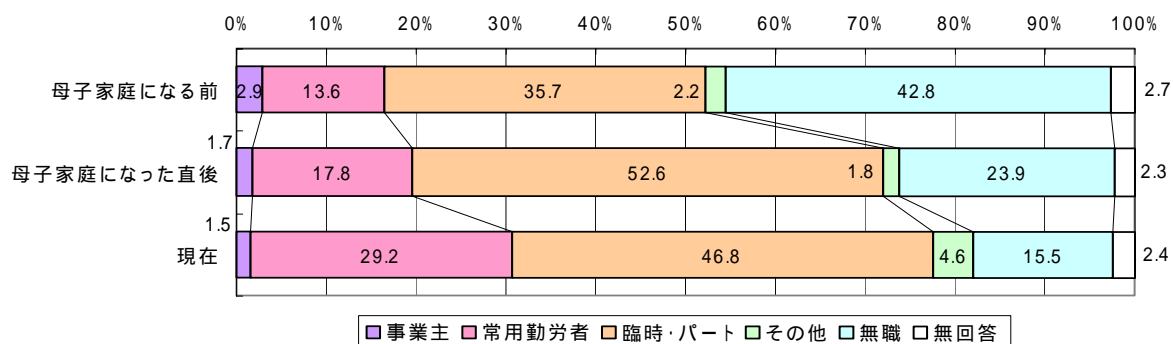
和泉市においても、こうした母子家庭等に関わるさまざまな状況を踏まえて、母子家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長を確保し、その自立を支援するための各種施策を総合的かつ計画的に進めるために、和泉市母子家庭等自立促進計画を策定することといたしました。

母子・父子世帯数の推移（和泉市）



資料：国勢調査

母親の就業上の地位の変遷（回答者数=1136）



資料：母子家庭等自立促進計画策定に向けてのアンケート調査（和泉市、平成19年8月）

母子家庭等の自立促進のための課題

（1）就業の向上

アンケートでは母親の就業上の地位は臨時・パートが46.8%、無職が15.5%を占めています。母子家庭になってから、73.3%の方が求職活動を経験し、その際の問題として、資格・技能が合わなかった、母子家庭であることが問題になった、年齢制限があったなどを指摘しています。多くの母親・父親が子どもの帰宅時間までに帰宅できない状況にあります。

収入の安定と向上のために、常用雇用を目指した能力向上や就労あっせん等の就業支援の充実や事業主への母子家庭等の雇用促進の啓発などが必要です。また、仕事を継続させていくために、子育てや家事とのバランスを確保できるような支援の充実が必要です。

（2）養育費の確保

アンケートでは、母子世帯で養育費について取り決めをした方は32.3%で、そのうち守られているのは23.5%のみです。養育費受給相談の充実などの支援策が必要となっています。

（3）収入の向上

アンケートでは、母子世帯のほとんどで年間総収入が300万円未満となっています。就業支援の充実などにより、母子家庭の収入の向上を図ることが必要です。

（4）子育て環境の充実

多くの母子世帯では子育てを1人で担わなければならない状況にあります。アンケートでは、子どもが病気の時に子どもの世話をしてくれる人や場所、放課後児童クラブ（学童保育）の時間・学年が延長されること等への要望が高くなっています。

（5）住居費負担の改善

母子世帯では、家賃負担は普通世帯と変わらず、住居費が家計を圧迫していることがうかがえます。母子家庭等の住居確保についての公的な支援の充実が必要です。

（6）相談支援の充実

市への相談件数も近年は300件近くになり、母子・寡婦福祉資金貸付が約50%、資格習得訓練給付金が20%を占めています。また、夫からの暴力に関わる相談や、アンケートでは求職中に「母子家庭であることが問題になった」が約40%あるなど、人権問題もみられます。相談窓口の充実や人権の尊重・啓発を図ることが必要です。

（7）各種支援制度・施策の周知と充実

アンケートでは、各種支援制度・施策について知らない方が多くいることがわかりました。各種支援制度・施策の周知を図り、支援・サービスの利用を高める必要があります。

基本理念

母子家庭等の方の人権が尊重され、母子家庭等が就業を通じて自立し安定した生活をめざすために、さまざまな支援策を講じていくことが求められています。

子育て環境づくりについては、和泉市次世代育成支援対策行動計画に基づき、「地域が“子育て・親育て”応援隊そして子どもの笑顔が未来につづく子育て元気都市いずみ」を基本理念として、推進しています。そして、母子家庭等の方が、安心して子育てしながら、就業を通じて安定した生活を送ることができるよう施策を講じていくことが必要です。

このような考え方から、本計画の基本理念を次のように定めます。

母子家庭等が安心して子育てしながら
いきいきと自立し安定した生活が実現できるまち・いずみ

計画の期間

本計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5か年とします。

計画の対象

本計画は、母子家庭、父子家庭、寡婦を対象とします。

母子家庭...20歳未満の子どもを扶養している配偶者のいない女子のひとり親家庭

父子家庭...20歳未満の子どもを扶養している配偶者のいない男子のひとり親家庭

寡婦...配偶者のいない女子であって、かつて配偶者のいない女子として

20歳未満の子どもを養育していたことのある者

計画の視点

(1) 自立の促進

母子家庭等が自立した生活を営んでいくためには、経済的な安定が必要であり、とりわけ、就業の確保が不可欠です。また就業の確保のためには、安心して子育てできる環境づくりによる仕事と子育ての両立が必要です。このため、就業支援とともにきめ細かな子育て・生活支援の施策の推進を図ります。

(2) 人権尊重

母子家庭等に対する偏見や理解不足により、親子が差別を受けたり、不利益を被ることがないように、人権尊重の視点に立った施策の推進を図ります。

(3) 総合性

母子家庭等の自立した生活を支援していくためには、それぞれの家庭の複合的なニーズに対応できるように、福祉、人権、教育、労働、住宅等幅広い視点からの方策の検討と推進が必要です。このため、総合的な視点に立った施策の構築・展開を図るとともに、関係行政機関や関係団体等と連携し、総合的な支援体制づくりを図ります。

目標

(1) 相談機能・情報提供の充実

母子家庭等の就業や生活の面でのさまざまな悩みや課題に対応するため、各種相談及び情報提供の充実を図ります。

(2) 就業支援の推進

子育てをしながら経済的な安定を図るための就職や起業等に向けて、相談・支援体制の強化や職業能力の向上、就労あっせん等の就業支援を推進します。

(3) 子育て・生活支援の推進

育児・家事・介護等の負担を軽減するため、保育サービスの充実をはじめとする子育て支援の充実や緊急時の日常生活支援を推進するとともに、生活の場の確保のための支援を推進します。

(4) 養育費の確保

子どもに対する養育費が確保できるよう、養育費の取決めや取得の促進のための支援を図ります。

(5) 経済的支援の充実

一般世帯に比べて収入が少ない母子家庭等のために、児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成等の経済的な支援を図ります。

(6) 人権啓発の推進

母子家庭等への差別や偏見を解消するため、人権教育や人権啓発を推進します。



1 相談機能・情報提供の充実

(1) 相談機能の充実

母子家庭等におけるさまざまな悩みの相談に応じるため、母子自立支援員をはじめ多面的な相談窓口を整備・充実し、必要な場合は、関係機関へとつないでいきます。

(2) 情報提供の充実

母子家庭等の制度・施策の情報が的確に届くよう、各種相談窓口や広報紙・ホームページ等において情報提供を充実します。

(3) 関係機関との連携の推進

地域の身近なところでの相談や、広域でのより専門的な相談に応じることができるよう、地域の民生委員児童委員や大阪府等との連携により、相談・情報提供を推進していきます。

2 就業支援の推進

(1) 就業支援のための相談機能の強化及び支援体制の整備

母子家庭等のそれぞれの事情に応じてきめ細かな就業支援ができるよう、母子自立支援員をはじめとする相談機能の強化や支援体制の整備を図り、安定した就業の確保に努めます。

(2) 職業能力開発のための支援

母子家庭等において就職や起業のために必要な資格取得や能力向上のための機会の充実を図ります。

(3) 就業の場の確保のための支援

就労困難層である母子家庭等への理解を事業所に求めるとともに、実際に雇用を促進するための制度の周知・普及を図ります。

3 子育て・生活支援の推進

(1) 子育て支援の充実

保育所に優先的に入所できるようにしたり、緊急時や病後時等さまざまな状況に応じて多様な保育サービスを提供する等、子育て支援の充実を図ります。

(2) 日常生活の支援

一時的に家事・保育に支障が生じた場合や父親の家事能力の向上・情報交換等に応じ、日常の家事、保育、介護等を支援するため、その能力の向上を含めたサービスの提供を図ります。

(3) 生活の場の確保への支援

母子家庭等になった直後の住居や、収入に応じた低家賃の住宅の必要に応じ、公営住宅の福祉世帯向けの募集を確保するなど生活の場の確保を支援します。

4 養育費の確保

(1) 養育費確保の啓発

子どもの養育費の確保が必ずしもできていない状況に対応するため、養育費の取決めを促進するための啓発を推進するとともに、その確保ができるよう法律の相談を実施します。

(2) 離婚前相談の推進

母子家庭等になった後において養育費が確保ができるよう、養育費の取決めや履行確保等について母子自立支援による離婚前相談を推進します。

5 経済的支援の充実

(1) 児童扶養手当制度等の啓発

母子家庭の年間収入は低く、教育費も大きな負担となっているため、児童に関わる各種手当での周知を図るとともに、対象となる方への利用を促進します。

(2) ひとり親家庭医療費助成事業の推進

ひとり親家庭の経済的な負担を少しでも減らし、子育て期間において医療を受けやすくすることができるよう、医療費の自己負担分の一部を助成する事業を周知し、推進します。

(3) 母子寡婦福祉資金の貸付相談の推進

母子家庭の母親と寡婦が、教育や技能習得、住居等のためにかかる費用を確保することができるよう、母子家庭の母親と寡婦の自立を促進するための貸付の相談を推進します。

人権啓発の推進

(1) 人権教育・啓発活動の推進

母子家庭等が不当な差別や偏見によって人権を侵害されないよう、すべての人の人権が尊重され、個性と能力を發揮して生きていけるような社会づくりをめざして、人権教育・人権啓発を推進します。



計画の推進のために

関係部局との連携

本計画は本市における母子家庭等のための自立促進施策の基本方針となるものであり、人権、教育、労働、住宅等幅広い分野の関係部局との連携を図り、推進していきます。

関係機関・団体との連携

和泉市母子福祉会や和泉市民生児童委員協議会等をはじめ、関係機関や団体、事業所等との連携を強化し、本計画を推進します。

計画の広報・啓発

本計画の推進にあたり、広報紙をはじめ多様な媒体や機会を通じて、計画内容の広報・啓発に努めます。



計画の進行管理

本計画で定めた施策の進行状況を適宜把握し、計画の進行管理を行ないます。

和泉市母子家庭等自立促進計画（概要版）

発行：和泉市

編集：生きがい健康部 子育て支援室

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

TEL：0725-41-1551 FAX：0725-44-3844

Eメールアドレス：kososhi@city.izumi.osaka.jp

ホームページ URL：http://www.city.izumi.osaka.jp